

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね3億円以上	管	概ね1億5千万円以上
建築	概ね10億円以上	舗装	6千万円以上
電気工事	概ね1億5千万円以上	造園	6千万円以上
水道施設	概ね3億円以上	その他の工事	6千万円以上

2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1000円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格(税抜)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2、10分の7.5を乗じて得た額を下回る場合にあつては10分の7.5の額とし、1000円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間参加できません。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。

- ④ 「低入札価格調査制度の運用に関する要領」を参照して下さい。本要領及び調査提出資料に係る様式については、宇治市役所ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合、様式はホームページからダウンロードして作成してください。

- ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。増員する技術者は、配置予定技術者調書に記載の者に限りません。

※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。

※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

- ① 本工事は「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事となるため、入札時に4に記載の「入札額と同額の提出用内訳書」の提出を求めます。提出されなければ、入札は無効となります。上記の書類は、

調査の際に提出する関係書類と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。

- ② 当該価格で入札した理由書は、調査の際に提出する関係書類と合わせて提出してください。
- ③ 調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13参照）は、入札日から7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。期限内に提出されなければ、失格となります。
- ④ 関係書類の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑤ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑥ 本工事は予定価格の事後公表の案件となるため、調査を辞退することが可能です。その際には次のような取り扱いとなりますのでご注意ください。
 - 1回目 口頭注意
 - 2回目 文書による警告
 - 3回目 指名停止※履歴は年度末でリセットします。
※参加制限は辞退の申出をもって解除できるものとします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてはありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

(1) ①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの

①異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの (明らかな誤記を除く。)

②『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの

③内訳書の計算に誤りがあるもの

④内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

5) 予定価格に係る質疑の受付について

予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者に限ります。質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとします。

なお、質疑が次のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしますので注意してください。

(1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの

(2) 定められた期間後に到達したもの

(3) 定められた方法以外の方法によるもの

(4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

(5) 公表された設計図書等により確認できるもの

(6) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきもの又は質疑があり回答を行ったもの

(7) 設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

(8) 質疑内容が読み取れないもの

(9) 当該入札に直接関係のないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

6) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は、専任となるため、他の工事との兼務はできません。

開札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前**

の午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

7) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

8) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

9) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

確 認 事 項

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

(建設業法第16条及び第26条第2項)

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。